

第23期福岡県有明海区漁業調整委員候補者の推薦・応募要領

漁業法第139条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区漁業調整委員会の委員（以下、「調整委員」といいます。）を募集します。

1 募集人数

福岡県有明海区の漁業者又は漁業従事者委員 1名

2 調整委員の任期

任命の日から令和11年3月31日まで

3 調整委員の身分

福岡県の非常勤の特別職

4 主な業務内容

- ① 福岡県有明海区の漁業権や県漁業調整規則などの諮問に関する事
- ② 福岡県有明海区の漁獲制限などの指示の決定に関する事
- ③ 福岡県有明海区の許可漁業などの協議に関する事 など

5 推薦・募集方法

- ① 個人、法人又は団体による推薦
- ② 個人による応募

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

調整委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、下記を満たす者となります。

- (1) 漁業者又は漁業従事者であること
- (2) 以下のいずれにも該当しないこと
 - ① 年齢満18年未満の者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 福岡県暴力団排除条例に規定する暴力団員等

7 推薦・募集手続

所定の申込み様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、福岡県農林水産部水産局漁業管理課へ提出してください。

① 申込書の様式

- 個人による推薦の場合 …… 様式第1号
法人又は団体による推薦の場合 …… 様式第2号
応募の場合 …… 様式第3号
申込書記載例（様式1号～3号）

② 様式の入手方法

様式（PDF ファイル、エクセルファイル）は、県のホームページからダウンロードで

きるほか、以下の窓口に備えています。

福岡県農林水産部水産局漁業管理課（福岡県庁 北棟5階）

③受付期間

令和7年1月8日（水曜日）から令和7年2月7日（金曜日）必着

※応募状況によっては期間を延長することがあります。

8 選考方法

提出された書類等により、福岡県における海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会が評価を行い、知事に報告します。知事は委員候補者選定委員会の報告を参考に調整委員候補者を決定し、県議会の同意を得たうえで任命します。

9 選考結果の通知

選考結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募者に文書で通知します。

10 情報の公表

募集の期間中及び終了時に、漁業法第139条第2項並びに漁業法施行規則第44条及び第45条の規定に基づき、福岡県のホームページで以下の内容を公表します。

- ① 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- ② 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- ③ 推薦をする者が個人である場合にあっては、その者の氏名、職業、年齢及び性別
- ④ 推薦をする者が法人又は団体である場合にあっては、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ⑤ 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況
- ⑥ 推薦を受ける者又は応募する者が、漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- ⑦ 推薦又は応募の理由

11 注意事項

- ① 提出された申込書等は、返却しません。
- ② 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担になります。
- ③ 申込書に記入された内容を確認するため、資格等を必要に応じて関係機関に照会します。
- ④ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

12 申込書の提出先及び問い合わせ先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁 北棟5階

福岡県農林水産部水産局漁業管理課、海区漁業調整委員会事務局

TEL 092-651-1111（内線4118）